

# 真宗の声明についての一考察

堅 田 修

## 一

真宗の声明については、本願寺の場合、蓮如上人以前は、一般浄土教的な五会法事讀や六時礼讚、漢音阿弥陀經を主として勤められ、蓮如に至って正信偈念仏和讃の勤行になったとされている。それはまた、実悟の『本願寺作法之次第』によれば、

当流の声明は小原流也。総而諸宗共に声明は小原千本の両流を本とするなり。然者円如の仰事には、下間名字の幼少の人を一人小原の声明師の弟子になして置、よく稽古の功ゆき候はゞ、こなたへ取てをきて、声明の譜をよくならはせ置て、当流によく可覚悟事也と仰候き

とあるように、天台大原魚山声明をうけて成立したということである。『真宗故実伝来抄』にも、正信偈和讃の譜は、(上略) 節譜ハ敬聞坊ヲ大原ヘツカハサレ声明ヲ習連セサセ念仏和讃ヲ節付サセラレケルトカヤ(下略) としている。また高田派専修寺においても、浄土系の六時礼讚、十四行偈、浄土三部經が常住勤行の中心であり、引声弥陀經、念仏などを中心とした天台声明が、報恩謝徳の不断念仏の集会の勤行として勤められたという。このように、真宗の声明は、天台声明を源とし、各派それぞれに伝統を形成してきているのであるが、ところが、かかるいわば正統といいうる声明とは異質といえる伝承と曲譜をもった念仏和讃の勤行が各派に伝えられているのである。即ち、高田派本山専修寺における「ししこ念仏」、木辺派本

山錦織寺の「田植念仏」、大谷派本願寺において修せられる「坂東曲」等がそれである。これら念仏和讃の勤行は、後述の如きそれぞれ特異な創始由来伝承が語られており、しかも何れも上記各本山において、もっとも重要な法会である親鸞聖人の御正忌中に、特に勤修されていることが注意される。これらは一体いかなる性質の声明であるのか、また、特に各本山御正忌中に勤修されているということからは、いかなる意味をもつものであろうか、真宗教団史研究の一途として、いささか考察をめぐらせてみたい。

## 二

先ず、上記各本山で勤められる特異な伝承と曲譜の念仏和讃勤行の概要をみよう。専修寺の「ししこ念仏」は、『伊勢白塚村ししこ念仏由来記』<sup>⑧</sup>によると、文政十一年、伊勢湾岸の漁村である白塚村（現・津市）で、特産の「ししこ」の不漁つづきで難渋していたところ、当時江戸回向院徳本上人の弟子、徳雄上人が、房州ならびに九十九里浜その他関東浦々での不漁に当って、大、小の六字名号札を授与し、大名号札を真中に百万遍念仏を唱え、小札の御名号を海中へ流し念仏を唱えつつ網を引いたところ大漁をえたということ、白塚村出身の江戸出稼の人々がきき、同村

においても同様に上人の大小名号百枚をうけ、百万遍念仏を唱和し小札名号を海中へ流したところ、大鯛の大漁を得たというのに由来すると伝えている。誠に奇異な由来伝承といわねばならぬが、現今、「ししこ念仏」と称するのは、専修寺御正忌大遠夜である毎年一月十五日夜、御影堂に枳席をしつらえ、参集の白塚同行ほかの門徒中が、各組毎にそれぞれ枳席において競って声を張りあげ、弥陀和讃ほかを特異な曲譜によって詠唱するものである。その状景は篤信の念仏者たちの熱気が溢れ、正に壯観といつてよい。

「ししこ」は、鯉ひしこであり、鯛の一種であるが、この大漁を期待しての念仏であるから「ししこ念仏」の名がついたのである。詠唱は「念仏」とはいふものの和讃のみで、正信偈及び念仏はなく、曲譜は緩徐調である。

錦織寺の田植念仏は、口承されているところを『山海里』に記すところと併せのべると、親鸞聖人六十三歳、嘉禎元乙未年、江州木部村のあたりを通行の時、農民が田植するを見て、仏意にゆかりを結ぶため、法語にふしをつけてうたうように、光明遍照の経文をはじめ、御みずから作成の讃文等を田植歌として教えられたに始まるという。現在も、本山御正忌中に錦織寺近在十カ寺の門徒中が各々組をなして参勤し、御影堂下陣障子側に着座して、冠、素袍

をつけた導師の下に、肩衣を着用して勤行される。勤行は、僧侶依用の曲譜とは異なる念仏和讃譜にもとづき詠唱されている。

大谷派本願寺の坂東曲は、周知されているところであるが、御正忌結願日中の報恩講式文中の式間念仏として、参勤僧侶によってのみ勤修されるもので、首体を前後左右に揺り動かす特異な念仏和讃の唱和である。もとは本願寺派においても行われたが、寂如上人代の元禄二年の報恩講から坂東節を停めて八句念仏和讃に改めたという。一般に伝えられている由来は、蓮如上人が越前吉崎を退去して若狭小浜へ船で渡られたとき、船中で御正忌を勤められたが、波に揺られながら勤修のさまをうつしたという。また別説に、親鸞聖人関東巡化の折、船中で暴風雨にあい、船にゆられながら称名念仏されたのを象るともいわれている。

以上、三本山御正忌における特異な念仏和讃勤行の概要を述べたが、これら特殊勤行は「坂東曲」を除き、「ししこ」、「田植」両念仏ともに、在家門徒中によってのみ、いとなまれていることは特に留意される。

### 三

上述の如く、三本山における特殊念仏和讃勤行の由縁が

それぞれ説かれているが、しかし、それらの由来については、いささか吟味を要すると考えられる。本来、これらはいかなる意味のものであったのか改めて考察する必要がある。いま各々について詳論する紙幅もないので、特に坂東曲を中心に考えたい。

坂東曲は、先述の如く、宗祖、あるいは蓮師と関連づけ、ともに船中での称名念仏に、首体を前後左右に揺り動かすことの説明を行っているが、蓮師の吉崎退去時の船中における御正忌勤修に由来をもとめる点については、『真宗帯佩記』に無稽の説として退けている。即ち、

然ルニ実悟の拾塵記ニ、文明七年八月下旬、吉崎ノ弊坊ヨリ便船ニ乗シテ、若狭国小浜ニ着シ給フトアレハ、御正忌ヲ船中ニテ勤タマフイワレナシ、無稽ノ説信用シカタシ

とし、さらに、『改邪鈔』の「ナマラサル音声ヲモテワサト片国ノナマレルコエヲマナンテ念仏スルイハレナキ事」の条に見える、

シカルニイマ生得ニナマラサルコエヲモテ生得ニナマレル坂東コエヲワサトマネヒテ字声ヲユカムル条音曲ヲモテ往生ノ得否ヲサタメラレタルニ似タリ

の文を引いて、「ステニ坂東コエヲ、ワサトマ子ヒテトイ

フ、今世ナヲ坂東フシト名クレハ、覚如上人ノ御時ヨリアリシコト、ミエタリ」としている。「坂東コエ」の念仏を「坂東曲」とみなしている。しかし「坂東コエ」というのは、『改邪鈔』の作者覚如上人の時代には、一般的に使われていた言葉であったようで、例えば『太平記』(三十五)に、「坂東声ナル遁世者、数珠高らかに繰り鳴らし」とか、また、『源平盛衰記』(三十)にも、「京家西国の者かと思れば、坂東声なりき」、また『平家物語』(七)にも、「声は坂東声にて候つる」などと見えている。総じて坂東人特有の訛りのある変った調子の音声、言葉をいったものといえる。『改邪鈔』の「坂東コエ」というのも、同鈔に、

シカレトモトキ世ノ風儀多念ノ声明ヲモテ、ヒトオホクコレヲモテアソフニツイテ、御坊中ノヒトノモ御同宿達モ、カノ声明ニコ、ロヲヨスルニツイテ、イササカコレヲ稽古せラル、ヒトノアリケリ、ソノトキ東国ヨリ上洛ノ道俗等御坊中逗留ノホト、ミ、ニフレケル歟

とあるように、関東の門徒中が上洛して、当時御坊中で行われていた多念声明をきき覚え、それを「生得ニナマレル坂東コエ」即ち、坂東訛りで勤行するのをいったものである。『改邪鈔』の「坂東コエ」を従って直ちに現今も見

られるような首体を前後左右に揺る特徴をもった「坂東曲」と同一のものであったとみなすことは問題があるともいえる。しかし、また坂東人の訛声の声明をまねしてすることが、自主性がなく、あるいはききづらいものであったとしても「邪」として改むべきものと特にとりあげられるということは、あまりに過敏とも思われる。勿論、『改邪鈔』のいわんとするところは、

祖師ノ御意巧トシテハ、マタク念仏ノコハヒキ、イカヤウニフシハカセラサタムヘシトイフオホセナシタ、弥陀願力ノ不思議、凡夫往生ノ他力ノ一途ハカリテ自行化他ノ御ツトメトシマシマシキ(中略) 音曲サラニ報土往生ノ真因ニアラス、タ、他力ノ一心ヲモテ往生ノ時節ヲサタメマシマス条口伝トイヒ御釈トイヒ顕然ナリ シルベシ

というところにある。だから「坂東コエ」という坂東訛での声明が単にききづらいからというだけで、「ナマレルコエヲマナント 念仏スル」などというのではなく、「坂東コエ」の中には、実は報土往生の因と誤るような多念の音曲声明が入っていたからであろう。多念の音曲声明こそ「改邪」されるべきものであった。その多念声明とは、『改邪鈔』に

祖師聖人ノ御トキハ、サカリニ多念声明ノ法燈、俱阿  
 弥陀仏ノ余流充滿ノコロニテ

とあるごとく、俱阿弥陀仏、即ち空阿のそれであった。空  
 阿は、『法然上人行状絵図』に、

つねには四十八人の能声をととのへて一日七日の念仏  
 を勤行す。所々の道場いたらざる所なし。極楽の七重  
 宝樹の風のひびきをこひ、八功德池のなみのをとをお  
 もひて、風鈴を愛して、とこしなへにつゝみもちてい  
 たる所ごとにこれをかけられけり

とあることから、音曲的同音念仏を行ったことが知られ、  
 それは五来教授によれば、融通念仏であったとみられる。

融通念仏は、良忍によって始められたが、これは本来一宗  
 派でも学派でもなく、一種の宗教運動で、名帳に名をつら  
 ねて同志となり、ともに念仏を美しい曲調をもつて同音で  
 即ち合唱することによって、数の念仏の功德を融通しあつ  
 て浄土に往生を願うというものであった。そして、その融  
 通念仏の曲調は、各地に現在行われている六斎念仏の中に  
 伺われるのである。

六斎念仏は、五来重教授の詳細な研究によって明らかに  
 されているので、いまはそれによると、現今、高野山系  
 と、京都空也堂及び干菜寺系の六斎念仏が、高野山周辺及

び大和盆地と、京都周辺を中心に行われており、京都周辺  
 の空也堂系のそれは、神楽や獅子舞などを習合した民間芸  
 能として伝承され、これらからは直ちに融通念仏とのつな  
 がりを指摘できないが、しかし紀州及び大和で行われてい  
 る高野山系の六斎念仏には関係する部分が多く残されてい  
 るという。これらの地方の六斎念仏は、踊などの芸能的要  
 素はなく、もっぱら詠唱的念仏であり、春秋彼岸、盆、十  
 夜、涅槃会及び講中の葬式に唱和されている。例えば、高  
 野山麓の紀州天野村（現和歌山県伊都郡かつらぎ町）下天  
 野や、五条市近内、奈良市大安寺等で行われている念仏詠  
 唱は、「四遍」、「白舞」、「坂東」の各曲が基本をなし、「四  
 遍」は莊重な緩徐調の曲で四句一節をなす念仏のくりかえ  
 しで、「白舞」は行進曲風の流暢な曲であり、「坂東」は、  
 急速調で勇壮活潑な舞踏曲で、その中に融通節があり、融  
 通念仏とのつながりを示すものといえる。良忍の融通念仏  
 という音曲的念仏は、これら紀州及び大和地方の六斎念仏  
 の曲調の中にうけつがれているとみられ、従って、融通念  
 仏を享けている空阿弥陀仏の「多念声明」という音曲的念  
 仏も、恐らく現今の紀州、大和地方の六斎念仏に近いもの  
 であったとみられる。であれば、『改邪鈔』にいう「坂東  
 コエ」を出した「東国ヨリ上洛ノ道俗等」が、「御坊中逗

留ノホトミ、ニフレケル」「多念ノ声明」も、そのようなものであったといえよう。「坂東コエ」の声明は、現今の紀州、大和地方の六斎念仏に近いものであったと考えてよからう。

ここでさらに留意されるのは、六斎念仏の一曲に「坂東」の曲があることである。これは前述の如く、急速調で、五会念仏でいえば、四字転急急に当るといえよう。この「坂東」の名は、恐らく関東の踊念仏の曲がもととなつて作曲されたために名付けられたのであらうという。関東には、常陸、下野、下総の地を中心に、彼岸中に行われる「天道念仏」という踊念仏の伝承されているのは、その推測をたすけるとされている。六斎念仏の一曲である「坂東」と、『改邪鈔』に見える「坂東コエ」と、本願寺における「坂東曲」と三者を直ちに結合しうるとはいえないが、本願寺の「坂東曲」が、その勤修に当っては、念仏和讃の発声を力強く、要所々々のアクセントを強調して唱和するよう注意されているが、これは六斎念仏中の「坂東」の曲が、念仏を「ナアア アミタ」と区切ってアクセントをつけて活潑に詠唱されていると共通するものがあるといつてよい。「東国ヨリ上洛ノ道俗等」が「ミミニフレケル」多念の声明の中にも、六斎念仏中の「坂東」の曲の如

き急速調の踊り曲があったはずで、従つてそれを「坂東コエ」で詠唱したであらうことは考えられる。それが、現今の本願寺における「坂東曲」であるとは断じえないが、恐らく類似したものでなかつたかと考えられる。今日の六斎念仏中の「坂東」には、踊躍はともなわれないが、本願寺の「坂東曲」の首体を前後左右に揺り動かすのは、踊躍歡喜のさまをうつしているともいえよう。

真宗門徒の間に、踊躍念仏が行われていたことは、北陸越前の地において認められる。即ち、長泉寺の徒、孤山隠士なるものの越前大町門徒に対する論難の書である『愚闇記』に、

- 一 踊躍念仏無本説事
  - 一 踊躍ノ衆面々飯汁御菜混合事
  - 一 踊躍ノ衆細衣ヲ死人上ニ引覆事
  - 一 踊躍於道場連歌之事
  - 一 踊躍門弟等六字名号南無之義立事
- とある。もっとも、これら踊躍門弟と念仏行者と区別されており、踊躍の衆は大町門徒をさすのでなく、一遍の門徒をいうのであるともいわれている。しかし、一向念仏の人々についても、

当世一向念仏シテ在家之男女聚メツ、愚禿善信ト云

流人之作リタル和讃ヲウタヒ詠メテ、同シ音ニ念仏ヲ唱ル事有リ(中略) 但男女行道シテ六字之名号計唱テ、彼和讃ヲ同音ニウタヒ詠メタリ

と記しており、念仏和讃をうたい詠み行道することは、踊躍念仏と同質的な大念仏であるといつてよい。

さらに、このような踊躍念仏は、高田派にもみられたところで、高田本山前の厚源寺には、集団的念仏詠唱と行道舞踊する大念仏が行われていたのである。既に紹介論考されているように、同寺では太鼓、鉦鼓、法螺、法剣、法幢を使用し、花笠をつけ踊躍したことは、所蔵の花笠ほかの装束道具、さらに『大念仏由来之事』に、

問、この法会に太鼓を叩き華笠を頂き踊躍する義何ぞや

と記されてあることよって知られるのである。また、鈴鹿市三日市町の高田派寺院如来寺における「おんない」と称する願智忌の行事も、実は大念仏であることが論ぜられている。即ち、恩愛会(御身無)とは、専修寺の第三世である願智が三日市如来堂で説法し日没に所在を失したという伝承をもって、八月四日(旧七月四日)に行われる法会であるが、この法会に、旧三日市村の四日講中により、願智をさがすため、と称されて鉦太鼓を叩き念仏和讃を唱和

しながら、先頭に傘鉦をたて、東、西両組に分れ、如来寺、太子寺をはじめ、観音堂、十王堂、氏神、民家前などをめぐる行事が行われる。この行事は、「おんない」と称することも、大念仏詠唱の一部の発声からきており、傘鉦をたてての念仏和讃の詠唱、そして行道提灯、菅笠の服装、詠唱和讃歌詞等、それぞれ大念仏の特徴をもっているという。さらに、本願寺文書(七)の専修寺系図には、信性のあとの真正について、「大念仏衆之躰也」とあることは、専修寺教団における大念仏の存在を確認しうるのである。

このように論及してこれば、専修寺の「ししこ念仏」も、先述の『由来記』では、徳雄上人による大漁を願うための百万遍念仏と名号札流しに由来すると伝承され、また現今では和讃の高声詠唱のみであるが、その本源は大念仏と同質的な集団的詠唱念仏であったと考えられよう。さらに論をすすめるならば、錦織寺の「田植念仏」も同様に考えられる。『法然上人行状絵図』によれば、上野国の御家人、藪田太郎成家が出家して法名智明となったものが、

かの山里には鹿おほかりければ、作毛をまたくせむために、かのところの人民等、田畠にかきをしまはしてふせぎけるを、あはれみなげきて、上田三町を作りた

てさせて、鹿田となづけて、鹿のくひものにあてけるにも、田歌と云事には、念仏をなん唱させける

とあり、いわゆる「田植念仏」といふべきものが、関東にみられることを知りうる。錦織寺の木辺門徒が、関東の横曾根門徒の系をひくことは、同寺の『浄土宗一流血脈譜系』によると、

親鸞聖人—性信—善性—願明—愚咄—瓜生—慈空—慈  
七 親鸞聖人—性信—善性—願明—愚咄—瓜生—慈空—慈

とあり、下総横曾根の性信を二代にあげている。また、第三代の善性以下についても、同寺蔵の『錦織寺起立并代歴実録』中の『錦織寺門跡法脉譜系師資相承之次第』の、願明上人条に、俗姓は石島民部大輔藤原範資で、始め下野国那須に居住していたが、北条執権の時、近江国蒲生郡瓜生津の石島に來住と記されてある。従つて、木辺門徒も、専修寺門徒と同様、関東における詠唱念仏をうけていたといふ。

上來、論考したところによつて、「坂東曲」、「ししこ念仏」、「田植念仏」が本来いかなる念仏であつたか凡そ見當がついたと考えられる。総じていえば、上記の特異な念仏和讃勤行は、それぞれに特別の由来を伝承しているが、本質的には、鎌倉時代、良忍によつて行われた融通念仏とい

う美しい曲調の念仏合唱に源をもつものであり、その拡大として道俗大衆が多数あつまつて合唱行道あるいは群舞する大念仏、さらには、その發展としての六齋念仏に、それぞれ関わりをもつものであるといえよう。これらが、恐らく関東の地にも広く行われ、それにより原始教団の門徒間にも影響を与えていたであらう。それが関東門徒の西漸分流にともない、越前、伊勢、近江の各地に、それぞれうけつがれ、各地の諸状況に応じて変容し、特異な念仏和讃の勤行として伝わるに至つたものとみられる。『改邪鈔』では、「東国ヨリ上洛ノ道俗等御坊中逗留ノホトミ、ニフレケル歟」といつているが、実は、東国の道俗自身既に融通念仏といった多念声明を行つていたのであり、それを本願寺で勤めたのが「坂東コエ」の念仏であつたと考えられる。

#### 四

三本山にみられる特異な念仏和讃勤行の原由を考察してきたが、さらにこれらが今日特に各本山の御正忌においてのみ行われるという点について考をすすめねばならない。「坂東コエ」の勤行は、本願寺において「改邪鈔」にみられる如く覚如上人によつて規制されたが、しかし、それに



よって東國門徒等の上洛、勤行がなくなった訳ではなからう。蓮如上人は、「ワレハ門徒ニモタレタリト」いわれ、遠國より上洛の門徒に着、雑煮などふるまい鹿相なくもてなされたのである。声明勤式は一新されたが、門徒達による本願寺での勤行は続けられていた。『山科御坊時代之事』の中に、

先年山科の御坊にて両三度報恩講にあひまいらせ候。

(中略) 齋の願人のつとめは太夜より前に非時過て候。

願人の勤果候へばやがて太夜の鐘なり候

とあり、齋を願い出た門徒中による勤行がなされていたのである。これは今は、西本願寺御正忌において初夜に御影堂で、齋、非時の勤行があり、その正信偈行譜三首引の勤行の調声は、在家門徒が「御頭人」とよばれてするのであり、頭人の後方に僧衆が並び僧俗ともども祖師前においておつとめをする。山科本願寺時代の伝統が続いている訳で、本願寺においても、専修寺の「ししこ念仏」、錦織寺の「田植念仏」の如く、御正忌中に門徒による勤行がなされていたのである。『山科御坊時代之事』には、

京にて人の申候を聞候しは、本願寺のおほかめ念仏といふこと申候し。念仏の申やうをわらひて申事ときこ

え候。永正年中の事にて候と申候

とあり、京洛の人々の注意をよぶような特異な念仏があったことが知られる。「おほかめ念仏」がいかなる念仏の申様であったか明らかでないが、「おほかめ」というのは、おおかみ(狼)の変化した語であるから、その念仏は狼の啼声の如く高く大きい合唱であったろう。あるいは特異な念仏合唱という点において、「坂東曲」に通ずるものであったかと思われる。

「坂東曲」勤修の明徴は、管見では、慶長十六年三月の宗祖聖人三百五十回忌法要においてであると思われる。即ち、『大谷本願寺通紀』によれば、同法要結願の三月廿八日、日中に、

日中切獨役 伽陀式宗主 念仏坂東節 讚六首(下略)

とある。報恩講式は准如宗主が誦誦され、坂東節の式間念仏は、興正寺門主すなわち準尊が調声されたということである。これが「坂東曲」の文献上初見といつてよいが、ところが願得寺実悟の『本願寺作法之次第』を見ると、

霜月朔日二日比よりは入夜て一家衆内陣 御堂衆毎夜勤稽古御入候事、自前々有事候。近年は一向無其沙汰候。

如何候哉。廿八日之私記あひの讚念仏の稽古は廿五六日之間に入夜有之事に候

とある。霜月廿八日の式間讚念仏の稽古といえ、現今大

谷派本願寺御正忌において、毎年十一月廿七月初夜に行われる坂東曲式間讃念仏の習礼が想起される。『作法之次第』は、天正八年の成立であるから、少くとも、それ以前に、廿八日の式間念仏讃の稽古がなされていたということになるが、さらに願興寺実従の『私心記』をみると、同様に御正忌中の勤行の稽古が屢々行われている。例えば、天文二年十一月廿七日条には、

夕、讃念仏ノ稽古仕候。酒殿ニテ各稽古。  
天文三年同月同日条にも

於酒殿勤可稽古由被仰候間、御堂衆・丹後ヨビ稽古候等の如く、以降、連年の同日条に勤行稽古のことが見えてゐる。このような稽古は、通常の勤行でないためにこそ特別に行われるのであろうから、しかも廿八日の式間の讃念仏の稽古といえ、今日の坂東節習礼と同様とみてよいのではなからうか。であるならば、少くとも天文頃、即ち証如代には坂東曲は行われていたといえよう。しかしそれは御堂衆たちによって勤められたのである。

本願寺における門徒中の勤行、特異な念仏讃の行われたことを以上の如くあとづけうるのであるが、坂東曲が少くとも証如上人代には御堂衆らによって勤められていたとするならば、それはいかなる状況によってであらうか。証如

上人代は、いわゆる教団の封建体制化がすすめられた時期といつてよく、教団発展にともない増加する門徒、末寺を統制するため、寺院の本末関係が整えられ、門徒の組織化が寺院・講等を通じてなされ、宗主を中心に、それに奉仕する一門一家衆、御堂衆、奏者、番衆等の役職や地位が整備されてくるのである。このような教団機構の充実整備は、声明勤行作法等においても影響を与え、山科本願寺時代とは、いささか異なった状況をきたすこととなったことは、実悟の『山科御坊事並其時代事』及び『本願寺作法之次第』に、今昔対比して述べていることによって知られる。例えば、前引したところであるが、

先年山科の御坊にて両三度報恩講にあひまいらせ候。  
此比は事外に相違の事共候。

また、

勤は当時も大略同じ。昔ほどながくありし。次第にふしはかせはおとろへかはる事也。廿八日の日中の私記は一段ながし。昔は朝にも私記あそばし候。近代も其分にて候歟。

と記している如くである。御堂の勤行等、すべて御堂衆として奉仕する下間氏によって管掌され、上洛門徒中の勤行も差配をうけることとなったであらう。東国門徒による勤

行も、「坂東コエ」である故に改邪されるべきものであったが、宗祖以来の東国門徒の伝統を尊んで傳承し、ただ邪的性質をぬき出すべく門徒中からひきあげ、御堂衆によってそして宗祖の御正忌という機会にのみ勤修することとしたということではなかったかと考えられる。それが今日まで享け伝えられ「坂東曲」という特異な動作、節譜の念仏和讃の勤行となったのであろう。一方、専修寺、錦織寺教団においては、本願寺ほどに教団体制、機構が整備、統制されえなかつたと考えられ、そのため「坂東コエ」の系をひく門徒中の念仏和讃の勤行を、そのままに傳承せしめることとなったものと思われる。「ししこ念仏」、「田植念仏」として尚門徒によってのみ勤修されているところに、両教団の性格が伺い知られる。三教団ともに御正忌にこそ、それらの特異念仏和讃勤行をなさしていることは、そこに宗祖以来の東国門徒の伝統を無視しえなかつたとともに、原点への回帰あるいは郷愁といった意味もあつたのであろう。

上來、専修寺、錦織寺、東本願寺の三本山における特異な念仏和讃の勤行について考察をめぐらせてきたが、真宗の声明については声明史の上から、より深く且つ広い究明が必要であるが、紙幅の都合上後日に譲ることとしたい。

## 註

- ① 足利瑩舎『声明概説』、教化研究所編『大谷派儀式概要』。
- ② 竹内淳有「高田原始教団の声明について」(『高田学報』59)。
- ③ 多羅尾光昭氏蔵。『日本庶民生活史料集成』第十七巻所収。
- ④ 現在、元禄十六年の奥書のある節譜が伝えられている。
- ⑤ 『大谷本願寺通記』歴世宗主伝第三。
- ⑥ ⑦ 五来重「融通念仏・大念仏および六斎念仏」(『大谷大学研究年報』10)。
- ⑧ 五来重『日本庶民生活史料集成』十七「念仏芸能」の解題。
- ⑨ 清沢兼円「声明としての坂東曲」(ミノルフォンレコード『坂東曲』解説)。
- ⑩ 藤季澄『愚暗記返札の研究』。
- ⑪ 五来重「伊勢三日市の「おんない」と真宗高田派の大念仏」(『高田学報』48)。
- ⑫ 厚源寺蔵。寛延三年奥書。
- ⑬ 『蓮如上人一期記』。

(本学教授、国史学)